

歳入（収入）の基本は税金です。自分の住んでいる基礎自治体（倉吉市）に納めている税金でやりくりや事業ができればわかりやすいのですが、事業に見合うだけの税金が十分に集められる*不交付団体は、1797自治体のうち55団体（都道府県では東京都だけ、市町村でも豊田市、鎌倉市など54団体）だけです。

税金の流れをみると、下の表のようになります。

国及び地方の税財源配分(平成22年度分):総務省資料より (単位:億円)

租税内訳					地方交付税などによる調整後	
租税総額	国税	都道府県税	市町村税	地方税計	国	地方
780,237	437,074	140,262	202,901	343,163	232,311	547,926
	56.0%	18.0%	26.0%	44.0%	29.8%	70.2%

地方歳入中に占める地方税収入の割合 35.2%

国税 所得税、法人税、消費税、酒税、たばこ税、相続税、贈与税など

都道府県税 県民税、事業税、自動車税、自動車取得税など

市町村税 市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税など

税金といっても40種類ほどありますし、納めるのも国、県、市と様々です。どこに納めているといったことを意識することもあまりないかもしれません。国民が納めた78兆円のうち、国には43,7兆円(56%)で地方には34.3兆円(44%)です。しかし、税金だけで不十分な自治体のため、一度国や県に納めた税金を市町村の実態に応じて地方交付税(使途は自治体に任されている)や国庫支出金(補助金・交付金:使途が決まっている)として配分する方法がとられています。日本国内であれば一定の行政サービスは受けられるようになるのです。そのため、地方交付税を受けていない不交付団体(東京都や豊田市など)に比べて鳥取県や倉吉市のような自治体はこの制度の恩恵をたくさん受けているといえます。この制度はよい面があれば不交付団体などにとっては不満のたねとなっています。税金の集め方を変える(税源移譲)ということもありましたが、うまくいきません。どの自治体にとっても納得のいく方法は難しいところです。また、自治体の自主的な経営や事業の継続性などからも国庫補助金については見直しが必要だと考えます。